



平成 25 年 3 月 15 日

各位

会 社 名 株式会社村田製作所
代表者名 代表取締役社長 村田 恒夫
(コード：6981、東証・大証 第一部)
問合せ先 広報部長 野村 佳弘
(TEL. 075-955-6786)

訴訟の判決に関するお知らせ

株式会社村田製作所（以下「当社」）、当社子会社の Murata Electronics North America, Inc.（以下「MEA」）及び Murata Power Solutions, Inc.（以下「MPS」）が製造販売する特定の電源製品（以下「対象製品」）に関し、米国の SynQor, Inc.（所在地：155 Swanson Road Boxborough, Massachusetts、以下「SynQor 社」）より提起された米国特許侵害訴訟において、米国連邦巡回控訴裁判所（以下「CAFC」）は、平成 25 年 3 月 13 日（現地時間）に、一審の内容を維持する判決を下しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の経緯

当社、当社子会社の MEA 及び MPS は、対象製品が SynQor 社より同社のもつ米国特許 4 件を侵害するとして、平成 19 年 11 月 13 日（現地時間）、テキサス州東部地区連邦地方裁判所マーシャル支部（以下「連邦地裁」）に訴訟を提訴されました。

連邦地裁は、平成 23 年 8 月 17 日（現地時間）に以下の内容の判決を出し、当社はこれを不服として CAFC へ控訴しておりました。

2. 一審の判決の内容

- (1) 対象製品が SynQor 社の特許を侵害している。
- (2) SynQor 社に対して約 2,098 万米ドルの損害賠償金を支払う。

3. 今後の対応

今後の対応につきましては、上告の可能性を含めて弁護士と協議中であり、現在検討しております。なお、本判決が当社連結業績に与える影響は軽微なものです。

以 上